

令和3年度第4回東区協議会 次 第

日時：令和3年7月26日（月）午後1時30分から

会場：東区役所 31、32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

ア 浜松市歴史的風致維持向上計画（案）のパブリック・コメント実施について

【土地政策課】

イ 令和3年度東区地域力向上事業の提案について

【区振興課】

ウ 令和3年度浜松市東区市民活動表彰について

【区振興課】

(2) 地域課題について

4 その他

(1) その他

(2) 8月の開催予定 令和3年8月30日（月）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32 会議室

9月の開催予定 令和3年9月24日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32 会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市歴史的風致維持向上計画（案）のパブリック・コメント実施について				
事業の概要 （背景、経緯、 現状、課題等）	<p>〈趣旨・目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史まちづくり法に記されている歴史的風致の定義に基づき、歴史的風致を構成する建造物の保存や活動を支援することで、地域一体の良好な環境が維持され向上することを旨とする。 <p>〈背景・経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 大河ドラマ放映や新たな国指定文化財の指定など本市の歴史文化資源への関心の高まり。 一方、少子高齢化や人口減少社会など社会環境の変化に伴う歴史文化資源の喪失のおそれが生じている。 関連する「浜松市都市計画マスタープラン」改定及び「浜松市文化財保存活用地域計画」が作成された。 <p>※令和3年6月末現在、全国で86市町が策定・認定。 ※歴史的風致とは 歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開された、情緒や風情、趣などを感じることができる良好な市街地の環境。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>〈計画（案）の概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・国の認定後10年間（令和3年度から令和12年度まで） ○歴史的風致の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性や歴史的・文化的背景に基づき、12件の歴史的風致を設定。 ○歴史的風致の維持向上に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・「歴史的建造物の保存活用」「周辺環境の保全」「伝統的な活動の継承」「歴史文化を活かした観光振興・地域活性化」 ○重点区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・法定要件に基づき、3地区（表浜名湖、奥浜名湖、天竜二俣）の重点区域を設定 				
備 考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	<p>〈今後の予定〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年8月16日～9月17日 意見募集 ・令和3年12月 意見募集結果及び市の考え方公表 ・令和4年 1月 国へ認定申請（3月認定見込） 				
担当課	土地政策課	担当者	平野 めぐみ	電話	457-2656

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市歴史的風致維持向上計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市歴史的風致維持向上計画(案)」とは

歴史まちづくり法に記されている歴史的風致の定義に基づき、歴史的風致を構成する建造物の保存や活動を支援することで、地域一体の良好な環境が維持され向上することを目指す計画です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和3年8月16日(月)～令和3年9月17日(金)

3. 案の公表先

土地政策課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館(臨時窓口:浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメ PR コーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	土地政策課(市役所本館6階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 土地政策課あて
③ 電子メール	tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2601(土地政策課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和3年12月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部土地政策課(TEL 053-457-2656)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要

●（案）浜松市歴史的風致維持向上計画（概要版）＜別紙＞

●（案）浜松市歴史的風致維持向上計画（本編）

序章 計画の策定にあたって	0-1
0-1. 計画策定の背景	0-1
0-2. 計画策定の目的	0-3
0-3. 計画の期間	0-3
0-4. 計画策定の体制と経緯	0-4
第1章 浜松市の歴史的風致形成の背景	1-1
1-1. 位置と市域	1-1
1-2. 自然的環境	1-4
1-3. 社会的環境	1-11
1-4. 歴史的変遷	1-19
1-5. 浜松の歴史と関わりのある主な人物	1-57
1-6. 文化財	1-69
第2章 浜松市の維持及び向上すべき歴史的風致	2-0-1
2-1. 浜松城下の営みにみる歴史的風致	2-1-1
2-2. 佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致	2-2-1
2-3. 天竜川下流の条里制水田と荘園に由来する歴史的風致	2-3-1
2-4. 開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致	2-4-1
2-5. 浜名湖の漁労・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致	2-5-1
2-6. 農村歌舞伎にみる歴史的風致	2-6-1
2-7. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致	2-7-1
2-8. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致	2-8-1
2-9. 二俣地域の営みにみる歴史的風致	2-9-1
2-10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致	2-10-1
2-11. 秋葉信仰にみる歴史的風致	2-11-1
2-12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致	2-12-1

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-1
3-1. 歴史的風致の維持及び向上に関するこれまでの取組	3-1
3-2. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	3-2
3-3. 上位関連計画との関連性	3-4
3-4. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	3-25
3-5. 歴史的風致維持向上計画の実施体制	3-27
第4章 重点区域の位置及び区域	4-1
4-1. 重点区域設定の考え方	4-1
4-2. 重点区域の位置及び区域	4-3
4-3. 重点区域の設定の効果	4-9
4-4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	4-10
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項	5-1
5-1. 市全域に関する事項	5-1
5-2. 重点区域に関する事項	5-8
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項	6-1
6-1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する基本的な考え方	6-1
6-2. 事業の内容	6-7
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	7-1
7-1. 歴史的風致形成建造物の指定に関する基本的な考え方	7-1
7-2. 歴史的風致形成建造物の指定の基準	7-1
7-3. 歴史的風致形成建造物の指定対象の要件	7-2
7-4. 歴史的風致形成建造物候補一覧	7-2
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	8-1
8-1. 歴史的風致形成建造物の維持管理に関する基本的な考え方	8-1
8-2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の指針	8-1
8-3. 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務等	8-3

●意見提出様式<別紙>

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市歴史的風致維持向上計画（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史まちづくり法に記されている歴史的風致の定義に基づき、歴史的風致を構成する建造物の保存や活動を支援することで、地域一体の良好な環境が維持され向上することを旨とするために計画を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大河ドラマ放映や新たな国指定文化財の指定など本市の歴史文化資源への関心の高まり。 ・ 一方、少子高齢化や人口減少社会など社会環境の変化に伴う歴史文化資源の喪失のおそれ。 ・ 関連する「浜松市都市計画マスタープラン」の改定及び「浜松市文化財保存活用地域計画」の作成。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存・活用、都市計画・景観計画との整合・調和その他の措置を講ずることにより、地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ります。
案のポイント （見直し事項など）	<p>〈計画（案）の概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○計画の期間 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の認定後 10 年間（令和 3 年度から令和 12 年度まで） ○歴史的風致の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的風致とは、「歴史上価値の高い建造物が存在するだけでなく、地域の歴史と伝統を反映した人々の活動が展開された、情緒や風情、趣などを感じることができる良好な市街地の環境」のこと。 ・ 本市の地域特性や歴史的・文化的背景に基づき、12 件の歴史的風致を設定。 ○歴史的風致の維持向上に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「歴史的建造物の保存活用」「周辺環境の保全」「伝統的な活動の継承」「歴史文化を活かした観光振興・地域活性化」 ○重点区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法定要件に基づき、3 地区（表浜名湖、奥浜名湖、天竜二俣）の重点区域を設定。
関係法令・ 上位計画など	関係法令：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 上位計画：浜松市都市計画マスタープラン 浜松市文化財保存活用地域計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 8 月 16 日～9 月 17 日 意見募集 ・ 令和 3 年 12 月 意見募集結果及び市の考え方公表 ・ 令和 4 年 1 月 国へ認定申請（3 月認定見込）

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市歴史的風致維持向上計画（案）
意見募集期間	令和3年8月16日（月）～令和3年9月17日（金）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 土地政策課あて

住所 : 〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

FAX : 053-457-2601

E-mail : tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市



(案)
浜松市歴史の風致維持向上計画 (概要版)
令和〇年〇月



はじめに

1 歴史的風致維持向上計画について

「歴史的風致維持向上計画」（以下、「歴まち計画」と略記）は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」と略記）に基づき、歴史的なまちなみと一体となって、風情、情緒、たたずまいのある良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承していくための計画です。

「歴史的風致」は、①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動の3つが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことです。（歴史まちづくり法第1条）

<p>歴史と伝統を 反映した人々の 営み、生活、活動</p>  <p>八幡神楽</p>	<p>歴史的風致 一体となって 形成してきた 良好な市街地の環境</p>  <p>水産まつりの範囲</p>	<p>歴史上価値の 高い建造物及び その周辺の市街地</p>  <p>神原八幡宮</p>
--	---	---

歴史まちづくりをすすめる自治体が「歴まち計画」を作成し、これを国（主務大臣：文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定することで、国からの財政的、技術的な支援を受けることができます。

2 計画策定の背景と目的

本市は、遠州灘・天竜川・浜名湖・三方原台地・赤石山脈など起伏に富んだ地形と四季の移ろいを際立たせる豊かな自然環境に恵まれ、「海」「山」「川」「里」「湖」といった多様性を有する「国土縮図型」都市の美しい風土が広がっています。こうした風土を舞台に中世には城が築かれ、近世には神社の社殿や寺院の堂宇を中心にまちが形成されてきました。また、集落ごとに人々の祈りが具現化した祭礼行事や芸能が行われるとともに、農業や水産業をはじめ風土に適した生業が営まれてきました。

しかしながら、本市においても、適切な維持管理が行われないことによる建造物の荒廃・撤去、人口減少や価値観の変化の影響による地域コミュニティの希薄化・担い手不足による活動の休止など、その価値や魅力に気づかないまま失われていく歴史文化資源が見られます。

これらのことから、歴史まちづくり法に基づく「浜松市歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財の保存・活用、都市計画・景観計画との整合・調和その他の措置を講ずることにより、地域の伝統や文化を活かしたまちづくりを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ります。

3 計画の期間

令和3年度（2021）から令和12年度（2030）までの10年間

※ 歴史的建造物と地域における人々の活動を維持・向上させ、後世に保存・継承させていくために、必要に応じて、随時計画の見直しを行います。

1 歴史的風致の背景

(1) 浜松市の概要

位置・地勢

浜松市は静岡県西部に位置し、首都圏と関西圏という2つの経済圏からほぼ中間の距離にあります。明治44年(1911)7月1日に市制を施行、昭和29年(1954)以降合併を繰り返し、平成17年(2005)12市町村が合併して、現在の面積1,558.06平方キロメートルの「浜松市」が誕生しました。市の北部は長野県に接し、天竜川中流域の豊かな山林を有しています。南部は天竜川下流域の平野が広がり遠州灘(太平洋)に面しています。西部は浜名湖が位置しており、都田川流域の里山が豊かな自然を構成しています。



歴史

本州最古の化石人骨・浜北人に始まり、東海地方を代表する貝塚がある蜷塚遺跡、市内最大の古代遺跡である伊場遺跡など、原始・古代から人々の営みが続いています。古代から、都と東国を結ぶ東海道が通り、各時代の有力者が権益を争う土地となりました。中世から近世にかけては、南北朝の争い、守護大名(今川氏と斯波氏)の争い、戦国大名(徳川氏と武田氏)の争いなどでは、市内に両者の拠点が置かれました。この時期、青年期の徳川家康公は17年間を浜松城で過ごしています。近世には、浜松城は徳川譜代の城となり、大名たちによる整備とともに城下町が大きく形成されました。東海道や姫街道、秋葉街道などの街道沿いには宿場や一里塚、松並木などが整備され、人・モノ・情報の交流が一層盛んとなり、農村歌舞伎や念仏踊などの民俗芸能が伝えられました。近代には、廃藩置県により浜松県が置かれたが、その後、伊豆・駿河・遠江をあわせて静岡県になりました。このころから東海道の城下町から全国屈指の工業都市として発展していきます。近世後期からさかんになった織物を発展させた織機のほか、楽器産業、輸送機器産業、光・電子技術など、新たなものづくり産業が勃興し産業の集積とともに発展してきました。また、旧幕臣の入植にはじまる三方原台地開拓や天竜川中流域の植林が農林業の基盤を築くとともに、浜名湖周辺のみかん栽培のほか、ノリやスッポンなどの多様な養殖が発展しました。このような先人の取組や地域の多様性を都市の成長や活力の源泉として、浜松市の歴史が刻まれています。

(2) 浜松市の文化財

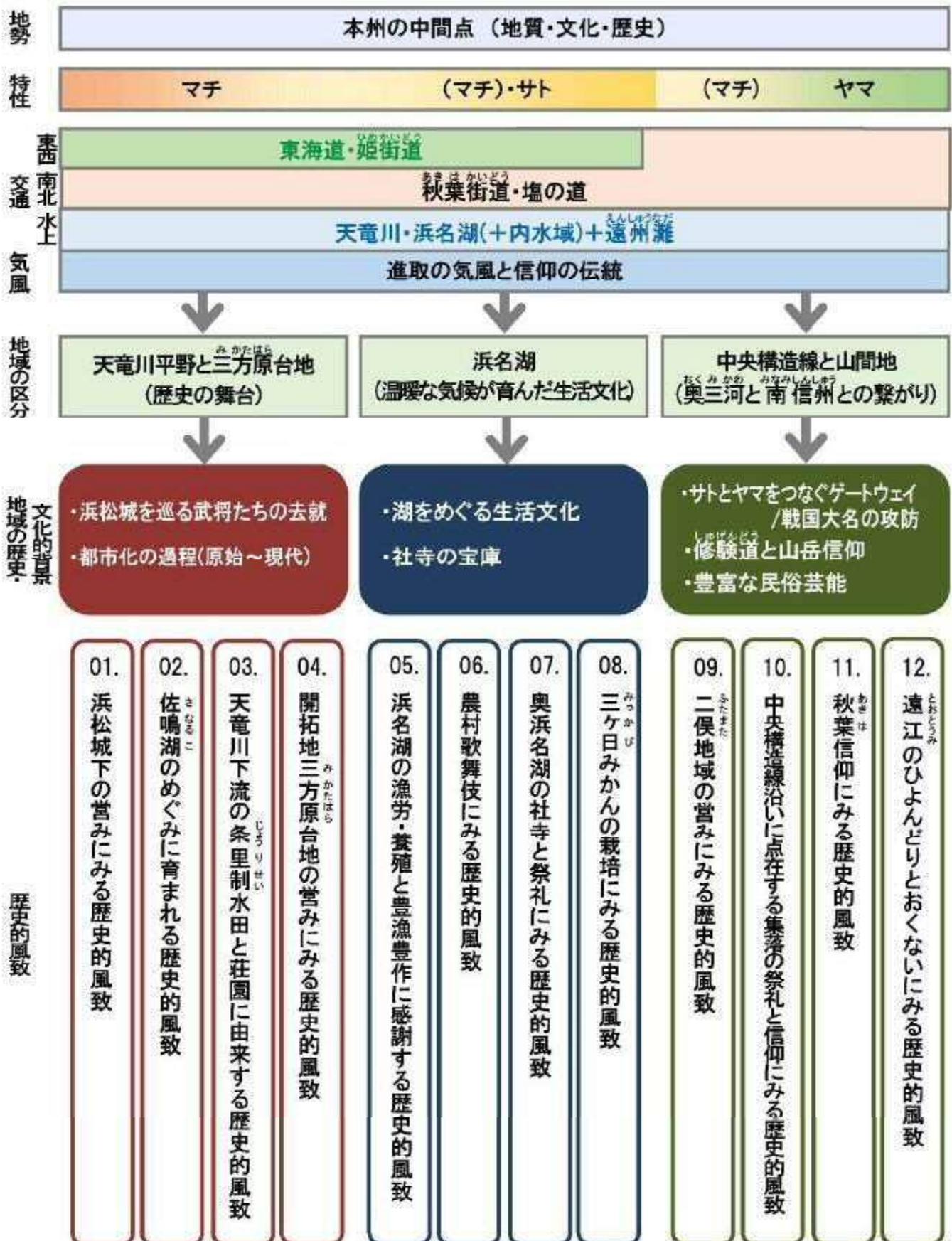
浜松市は、合併前の12市町村の指定文化財を引き継ぎ、また平成28年度からは市の独自の制度である浜松地域遺産(浜松市認定文化財)制度を導入して、市域の文化財保護につとめています。

国の指定文化財は、中村家住宅(重要文化財[建造物])、蜷塚遺跡(史跡)、龍潭寺庭園(名勝)、西浦の田楽(重要無形民俗文化財)など29件、県の指定文化財は83件、市の指定文化財は325件あります。また、国の登録有形文化財は79件が登録されています。さらに浜松地域遺産が455件認定されています。ほかに埋蔵文化財包蔵地が1065カ所確認されています。(件数は令和3年5月31日現在)



国指定名勝 龍潭寺庭園

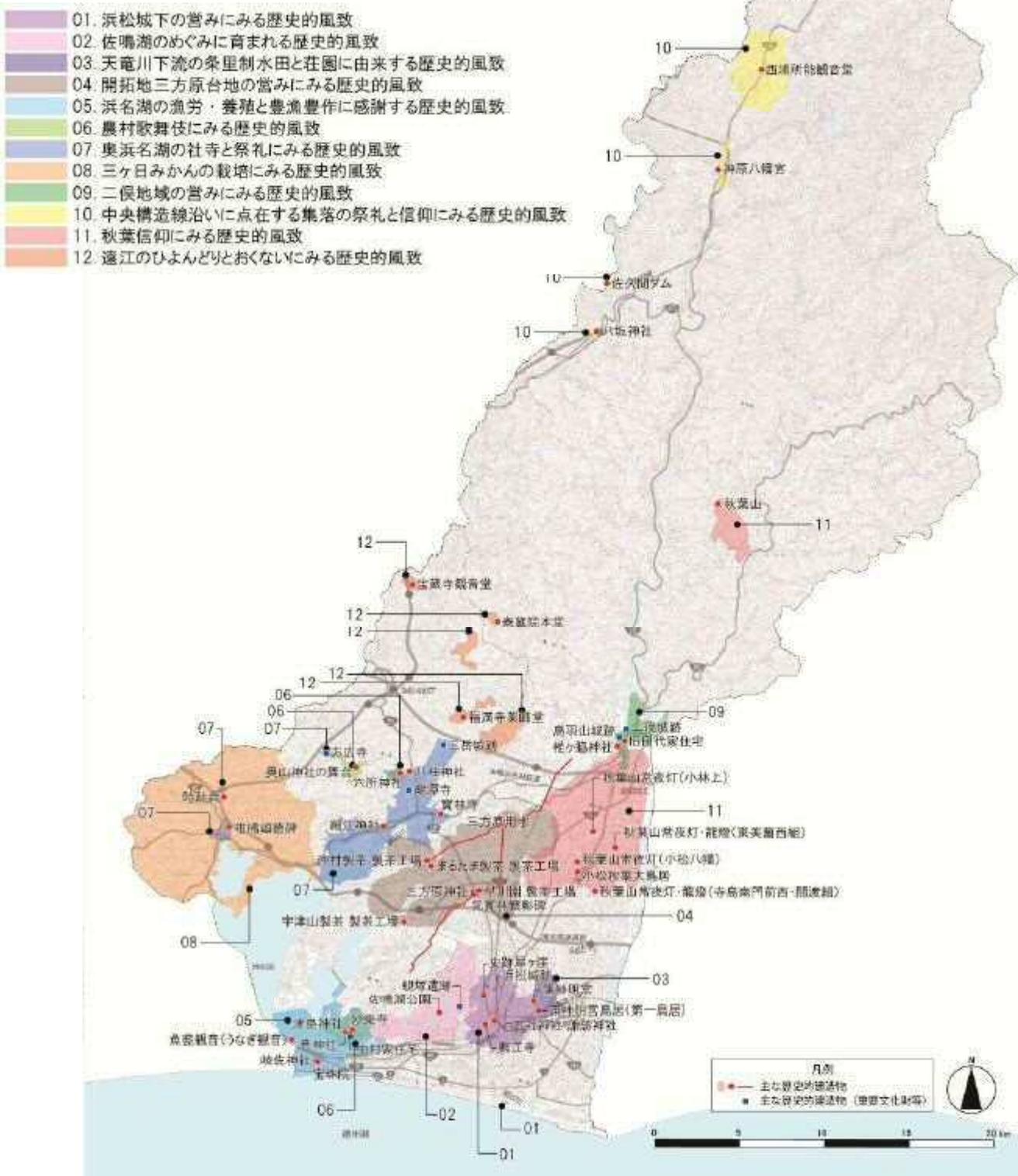
2 地域の区分、歴史・文化的背景からみた歴史的風致の整理



3 浜松市の維持・向上すべき歴史的風致

浜松市は、全国第2位の市域面積（1,558 平方キロメートル）を有しており、中心部の都会的な側面だけでなく雄大な自然をたたえた中山間地域や、遠州灘、浜名湖、天竜川、三方原台地といった「海」「山」「川」「里」「湖」を有する“国土縮図型”都市の美しい風土が広がっています。また、本市には、戦国時代の城跡や浜名湖周辺の社寺をはじめ、江戸時代からのみかん栽培やノリ養殖、近代の開拓による茶や馬鈴薯の栽培など、自然の恵みを受けた先人たちが営みを続けてきた景観が市内各地に見られます。

市内の各地に社寺や古民家などが残され、地域固有の祭礼行事や文化的な活動が受け継がれており、そうした歴史的建造物と市民の織りなす伝統的活動が一体となって、浜松市の歴史的風致を形成しています。



01.浜松城下の営みにみる歴史的風致

浜松城下町の市街地や社寺を舞台に、浜松まつりや遠州大念仏など四季を通じて地域固有の伝統行事が継承されています。



浜松城跡



浜松まつり

建造物：浜松城跡/鶴江寺/五社神社諏訪神社/摩ヶ崖（ほか）
営み：浜松まつり/お鶴江まいり/遠州大念仏（ほか）

02.佐鳴湖のめぐみに育まれる歴史的風致

蜷塚遺跡や佐鳴湖畔を舞台に、潜艇・清掃活動・娯楽・調査研究など人々の活動が受け継がれています。



蜷塚遺跡



蜷塚遺跡清掃活動

建造物：蜷塚遺跡/佐鳴湖公園（ほか）
営み：蜷塚公園清掃活動/潜艇競技/花火大会（ほか）

03.天竜川下流の桑里制水田と荘園に由来する歴史的風致

天竜川下流域に広がる古代桑里制水田や荘園の区画を残した集落の神社では、地域性豊かな祭礼が伝えられています。



溝神明宮外宮



溝神明宮お白石持ち祭り

建造物：溝神明宮/溝神明宮鳥居（第一鳥居）
営み：式年遷宮/例大祭/お白石持ち祭り（ほか）

04.開拓地三方原台地の営みにみる歴史的風致

近代以降、本市の農業発展に貢献した開拓関連の建造物が残る三方原台地を舞台に、農業活動と先人の遺徳をしのぶ祭礼が継承されています。



三方原用水



三方原馬鈴薯収穫の様子

建造物：製茶工場/三方原用水/三方原神社/気賀林顕彰碑（ほか）
営み：お茶の生産/三方原馬鈴薯の生産/三方原神社例大祭

05. 浜名湖の漁業・養殖と豊漁豊作に感謝する歴史的風致

浜名湖畔の水辺景観と社寺を中心とした市街地を舞台に、江戸時代からの養殖と浜名湖の恵みに感謝する祭礼が継承されています。



宝珠院本堂



浜名湖のり養殖

建造物：宝珠院/うなぎ観音/中村家住宅/息神社/城佐神社 ほか
 営み：浜名湖のり養殖/うなぎ養殖/息神社祭典/舞阪大太鼓祭りほか

06. 農村歌舞伎にみる歴史的風致

定期公演ののぼりが掲げられる農村集落を舞台に、地域固有の農村歌舞伎とその保存技術が継承されています。



六所神社拝殿



横尾歌舞伎定期公演

建造物：八柱神社/六所神社/奥山神社の舞台/津島神社/妙楽寺ほか
 営み：横尾歌舞伎定期公演/雄踏歌舞伎「万人講」ほか

07. 奥浜名湖の社寺と祭礼にみる歴史的風致

浜名湖北部の社寺と周辺の市街地を舞台に、特徴的な信仰や歴史的背景のある地域色豊かな伝統行事が継承されています。



細江神社拝殿



細江神社祇園祭

建造物：方広寺/龍潭寺/三岳城跡/細江神社/寶林寺ほか
 営み：半僧坊の火祭り/井伊家供養/細江神社祇園祭/金場石への信仰 ほか

08. 三ヶ日みかんの栽培にみる歴史的風致

江戸時代以降、湖岸の丘陵地を開墾して築かれたみかん畑と、積極果敢な進取の気風を反映した生産・顕彰活動が一体となって継承されています。



みかん畑



三ヶ日みかん収穫の様子

建造物：みかん畑と石垣/時計台/柑橋 頌徳碑 ほか
 営み：三ヶ日みかんの栽培/柑橋 頌徳祭 ほか

09. 二俣地域の営みにみる歴史的風致

歴史的建造物が残る二俣市街地を舞台に、屋台が勇壮に巡行する二俣まつりなどの伝統行事が継承されています。



二俣城跡



二俣まつり

建造物：二俣城跡及び鳥羽山城跡/椎ヶ臈神社/旧田代家住宅ほか
営み：二俣まつり/椎ヶ臈神社の神幸祭/鷹島の花火ほか

10. 中央構造線沿いに点在する集落の祭礼と信仰にみる歴史的風致

佐久間・水窪地域を縦断する中央構造線沿いの山村集落を舞台に、特徴的な民俗芸能が継承されています。



西浦所能観音堂



西浦の田楽

建造物：西浦所能観音堂/神原八幡宮/八坂神社/佐久間ダムほか
営み：西浦の田楽/水窪まつり/八幡神幸/川合花の舞/亀神の舞ほか

11. 秋葉信仰にみる歴史的風致

火防の神として信仰を集める秋葉山及び常夜灯が残る参詣道沿いの集落では、秋葉信仰と関係する伝統行事が継承されています。



秋葉山（表参道）



秋葉山常夜灯の祭祀

建造物：秋葉山/秋葉山麓拜島居と秋葉山常夜灯
営み：秋葉山の火祭り/秋葉信仰にかかわる祭祀ほか

12. 遠江のひよんどりとおくないにみる歴史的風致

都田川・阿多古川沿いの中山間地域の寺堂などを舞台に、生業と関係する正月行事が継承されています。



福満寺薬師堂（通称八日堂）



川名のひよんどり

建造物：宝蔵寺観音堂/福満寺薬師堂/恭蔵院本堂ほか
営み：寺野のひよんどり/川名のひよんどり/鷹山のおくないほか

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針／重点区域と主な事業

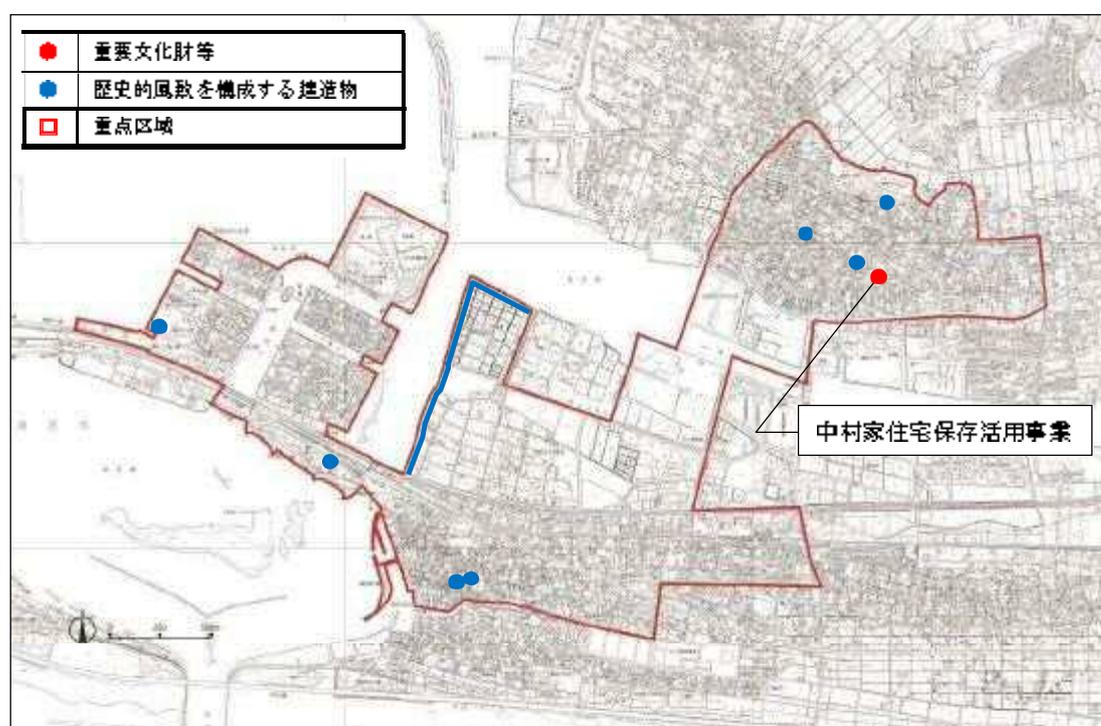
歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本計画では、歴史的建造物の保存・活用や歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に取り組むとともに、歴史的建造物を取り巻く環境の保全を図ります。また、これらの取組とあわせて本市の歴史文化の魅力情報を発信するなど、歴史的風致の認識を高めることにより、一体的に歴史的風致の維持及び向上を図ります。

- (1) 歴史的建造物の保存・活用の推進
- (2) 歴史的建造物の周辺環境の保全と向上
- (3) 歴史や伝統を反映した人々の活動の継承と活性化
- (4) 歴史文化を活かした観光振興・地域活性化

重点区域と主な事業

(1) 表浜名湖地区



表浜名湖地区重点区域及び区域内の事業区域図

中村家住宅保存活用事業

重要文化財「中村家住宅」（主屋）は、直近の大規模修理（平成15年（2003））以降、経年劣化が進み、特に茅葺屋根の劣化が進行していることから、保存活用計画を作成するとともに、屋根修理を実施します。

また屋敷地は、市指定有形文化財「中村家住宅長屋門」に付属して土堀に囲まれている。主屋同様に経年劣化が著しく、耐震性能が極端に劣ることから、公道へ倒壊するおそれがあるため安全性能向上のための再整備を行います。

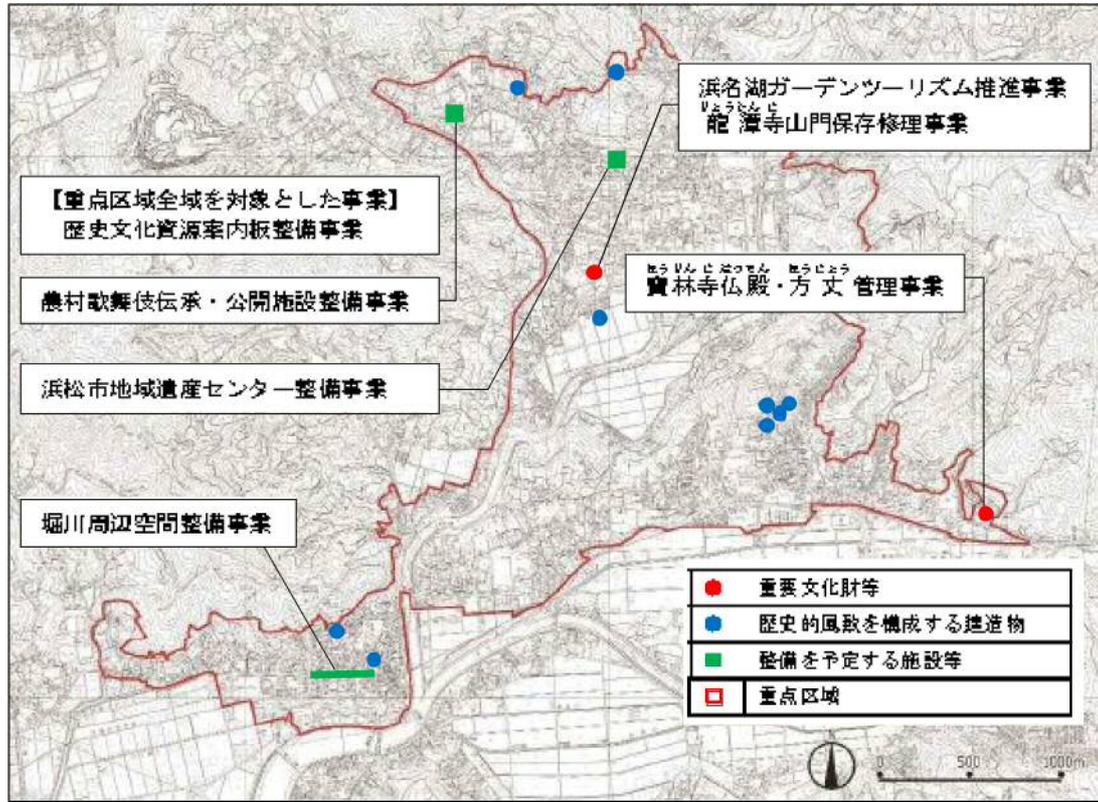


中村家住宅主屋



中村家住宅長屋門

(2) 奥浜名湖地区



奥浜名湖地区重点区域及び区域内の事業区域図

寶林寺仏殿・方丈管理事業

重要文化財「寶林寺
仏殿・方丈」の防災
設備の修理及び点検
を実施します。



寶林寺仏殿

浜名湖ガーデンツーリズム推進事業 [龍潭寺]

『アメイジングガー
デン・浜名湖』計画を
推進するため、「浜名
湖からはじまる感動四
季めぐり」をテーマに、
来訪者に感動を提供す
るガーデンツーリズム
を展開します。



構成庭園「龍潭寺」

龍潭寺山門保存修理事業

静岡県指定有形文
化財「龍潭寺山門」
について、初年度に建
物調査及び耐震計画
作成を行い、次年度か
ら2カ年にわたり保
存修理工事を行いま
す。



龍潭寺山門

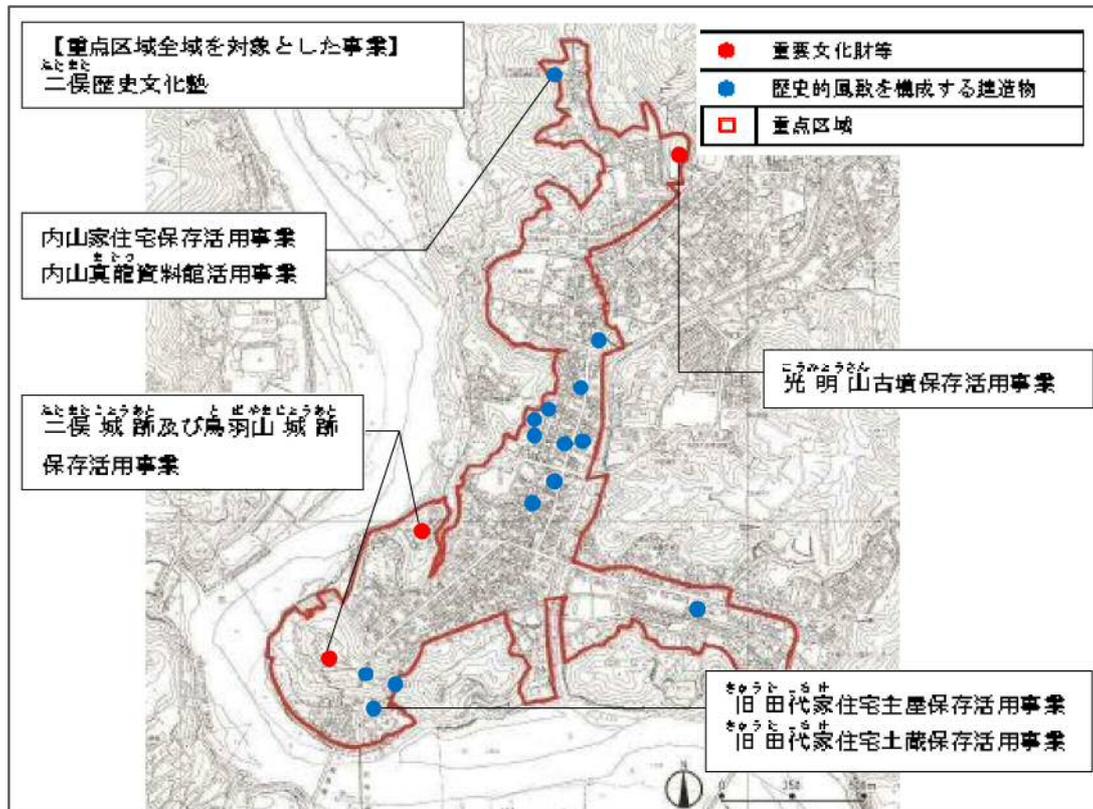
農村歌舞伎伝承・公開施設整備事業

重点区域内で継承
されている農村歌舞
伎の楽屋兼用具収蔵
庫、稽古場及び上演
会場として用いられ
ている施設を整備し
ます。



開明座

(3) 天竜二俣地区



天竜二俣地区重点区域及び区域内の事業区域図

二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業

史跡「二俣城跡及び鳥羽山城跡」について、総合調査及び保存活用計画に基づき、整備基本計画を策定した後、二俣城跡及び鳥羽山城跡周辺の整備事業を実施します。



二俣城跡

旧田代家住宅主屋保存活用事業

国登録有形文化財「旧田代家住宅主屋」の地盤強化を含めた耐震補強と保存修理を検討し、中世から近代までの関係資料を展示・収蔵する施設として整備することで、散策路の休憩施設及び歴史文化ガイダンス施設としての機能を高めます。



旧田代家住宅主屋

内山家住宅保存活用事業

市指定有形文化財「内山家住宅長屋門」の保存修理を実施します。



内山家住宅長屋門

(4) 重点区域外（歴史的風致地区）で実施する事業

蛸塚・伊場遺跡再生プロジェクト

浜松城跡保存活用事業

三岳城跡保存活用事業

旧浜松銀行協会管理事業

鵜江アートセンター管理運営事業

浜名湖ガーデンツーリズム推進事業〔浜松城公園〕

佐鳴湖漕艇活動顕彰事業

(5) 市全域を対象とする事業

歴史的集落・まち並み景観保全対策事業

本市の特徴的な集落・まち並みについて、歴史的変遷、自然環境及び生業・生活の調査を行い、保存対策の検討に活用します。



中山間地域のまち並み

無形民俗文化財保存・伝承事業

無形民俗文化財の継承のため、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら、基盤整備や次世代へ継承する取組等に対して支援します。



中学校での継承活動

歴史的建造物保存活用事業

無形民俗文化財公開・活用等事業

浜松市認定文化財活用事業

無形民俗文化財活性化支援事業

文化財防災ボランティア養成事業

指定文化財デジタルアーカイブ事業

中山間地域の魅力発信事業

浜名湖観光圏整備推進事業

浜松・浜名湖地域 食×農プロジェクト推進事業

農産物・水産物のブランド化を図るため、食や食文化を基軸として、観光コンテンツを組み合わせた魅力を国内外に発信し、本市への誘客・消費拡大を図ります。



食×農で楽しむ 浜松・浜名湖

地域の魅力発信と観光誘客のため、浜名湖観光圏のブランドコンセプトである「海の湖」をいかし、淡水と海水が混じり合う汽水湖である浜名湖ならではの着地型商品の企画と販売、サービスの質的向上、地域の人材育成、周遊促進、インバウンド対策等の施策を行い、観光地域づくりを推進します。



海の湖ガイドブック

浜松市歴史的風致維持向上計画〔概要版〕(案)

発行



浜松市

令和〇年〇月

〒430-8652

静岡県浜松市中区元城町103番地の2

編集

都市整備部 土地政策課

市民部 文化財課

Tel:053-457-2656

Tel:053-457-2466

Fax:053-457-2601

Fax:050-3730-1391

tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

bunkazai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度東区地域力向上事業の提案について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する事業です。</p> <p>○市民提案による住みよい地域づくり助成事業 団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業</p>				
対象の区協議会	東区				
内 容	<p>○助成事業1件 提案のあった助成事業について、事業内容等に対しご意見をお伺いいたします。提案事業の詳細は別添資料の通りです。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	提案団体に、事業の採択・不採択の決定通知を送付				
担当課	東区・区振興課	担当者	梅尾	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度地域力向上事業提案内容

令和3年7月26日東区協議会

区分	予算額	交付決定額	残額	追加補助金額 (希望額)
助成事業	2,000,000円	0円	2,000,000円	,000円

◆助成事業

No.	提案事業名	提案者	事業の目的・効果	提案内容	提案事業費 (希望補助額) (希望補助率)	採択 回数	区行政推進会議検討結果
1	東日本大震災から明日へ つながり防災事業～楽しみ ながら築く防災の輪～ ファミリー防災すごろく 「K I Z U N A」の製作	特定非営利活動法人 積志かがやきカフェ 理事長 河合 洋子	<p>〈事業の目的〉 東日本大震災から10年の節目となる本年、3月にはキャンドルイベントを開催し、これまでの自分たちの支援活動、啓発活動を再確認する機会となった。また、防災の重要性、被災地支援の情報発信を通して、東区民、地域住民の防災意識の向上を図ることができた。そこで、次の段階である明日へつながる防災事業として、 ①被災後に避難する最小単位である家族に焦点を当て、防災への意識、自助力の向上、共助、援助の体制づくりを進める。 ②家族で、命の大切さや防災について話し合い、意識、知識、避難の共有化を図る。 ③東区民、地域住民の一層の防災意識の向上を図るとともに、自助力、受援力を高める契機とする。</p> <p>〈事業の効果〉 ・製作、防災講座を通じた区内、地域住民の防災意識の高揚 ・情報発信を通じたいざという時のための災害対策の推進 ・住民としてできる自助と共助、心構え、実行力の育成</p>	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ■製作会議の開催 【回数】5回（臨時開催あり） 【場所】積志協働センター、珈楽庵 【趣旨】内容、予算、計画、防災講座の開催等の検討 【期間】8月1日(日)から1月31日(月)まで ■ファミリー防災すごろく「K I Z U N A」の製作 ・すごろくにする内容 ・材質、装丁、デザイン、仕上げの検討 ・製作者の依頼…現在未定 【期間】8月下旬から12月末 【製作部数】200部 ■ファミリー防災すごろく「K I Z U N A」を使っ ての防災講座の開催 【期日】2月上旬 【会場】積志協働センター 【対象】積志地区在住家族15組 【内容】・作成の趣旨、使い方 ・講師2名によるプチセミナー 「防災ゲームのいろいろ」 「被災した経験を踏まえて」 ・「K I Z U N A」を使ってゲームをしよう <p>時期 令和3年8月1日(日)～令和4年2月28日(月)</p> <p>場所 積志協働センター、積志地区内珈楽庵</p>	310,000円 (155,000円) (50%)	1	

第9号様式

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和3年度浜松市東区市民活動表彰について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【市民活動表彰の趣旨】 優れた市民活動を行う団体を表彰し、多くの市民にその団体の活動を周知することで、市民主体のまちづくりを継続的に推進する。</p> <p>【表彰までの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区長賞受賞団体については、区行政推進会議で審査し、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえ区長が決定する。 ・ 区長賞受賞団体は原則1団体とする。 ・ 市長は各区で選出された区長賞受賞団体について、審査を行い、市長賞受賞団体を決定する。 				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	浜松市市民活動表彰（区長賞）の決定について、区協議会に意見を求めるものです。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	令和3年9月に市長賞受賞団体が決定予定				
担当課	区振興課	担当者	小粥・梅尾	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

市民活動団体推薦書

候補者	団体名 (グループ名)	(フリガナ) カサイダルマイチホゾンカイ		
		笠井だるま市保存会		
	所在地	浜松市東区		
団体 連絡先	住所	〒 浜松市東区	電話	****-****-****
	メール アドレス	****-****-****		F A X
推薦理由		<ul style="list-style-type: none"> ・ 明治時代から現在まで130年ほど続く伝統ある催し物であるだるま市を、毎年開催。まちの文化のシンボルとして地域に浸透、会員が年々増加するなど、町の活性化を担っている。 ・ 昨年度は、コロナ禍による中止も検討され、開催が危ぶまれるなか、境内での飲食禁止や密を避ける導線の確保など、地域が一丸となって真摯に感染対策に取り組み、地域の伝統行事を継続開催させた。 		

東区長賞選考資料

(ふりがな) 団体名	かさい だる まいち ほぞんかい 笠井だるま市保存会	(ふりがな) 代表者氏名	たむら しげじ 田村 滋治
e-mail	—	電話番号	***-***-****
		FAX 番号	—
団体設立年月	平成 2 1 年 4 月	団体員数	1 0 2 人
団体活動目的	だるま市の運営と地域の文化力の向上		
これまでの 主な活動実績	笠井町の福来寺（通称：笠井観音）にて毎年1月10日にだるま市を開催。明治21年から130年続く地域の伝統行事。		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	笠井だるま市	
	活動の期間	毎年4月1日～翌年3月31日	
	活動財源 該当するもの全 てに○	行政からの補助金・団体会費・寄附・ 当該活動により得た収益 ・ その他（ ）	
	活動のきっかけ	・地域の伝統行事の継承と地域の賑わいづくり、地域活性化、 人づくりの推進。	
	内容	・だるま市保存会は地元の有志があつまり、だるま市を運営。	
	成果	・だるま市開催日は街が賑わい、情報交換の場となり、地域の 繋がり活発化に資することができた。また、地元幼稚園、小、 中、高校生にだるま市に絵画等の作品の参加を促すことによ り、子供たちは地域が育てるという信念を共有することがで きた。加えて、伝統行事が幅広い世代に地域の文化として浸 透した。	
	この活動につ いて更に発展 させたいこと	・周囲の古い寺社とともに笠井の歴史を知り、地域文化を発展 させ、住民同士との交流を促し、地域連携を益々深めること。	
	活動に協力し た団体等	行政・ 企業 ・NPO・ 学校 ・市民・その他（ ）	
協力の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献のもと遠鉄ストア・リブロス笠井店からだるま市の駐車場として、無償提供。あわせて、会場へ行き来するシャトルバスの運行。 ・地元小、中、高校生による絵画、書道、写真等の展示。 	

十一月
一日

令和三年 辛丑

笠井
だるま市
開催
130年目
記念

だるま市



笠井の町をみんなで元気に。
だるまと観音様に
無病息災 商売繁盛
五穀豊穰、家内安全、
合格などを祈願しましょう。

コロナ感染対策に全力を尽くします。



ご来場の方はマスクと手袋の着用を、お願いいたします。
体調が悪い方、発熱がある方のご来場はご遠慮ください。
会場での体温計測、アルコール消毒にご協力ください。



▶三密防止対策のため本堂の配置を変更しました。(中面図面を参照してください) ▶会場では1mのソーシャルディスタンスの確保にご協力ください ▶各所担当係員の指示にご協力をお願いいたします ▶テント売店では混雑回避のためタイムサービスセールを実施いたします

▶スタッフのマスク着用・手洗い等を行います ▶必要なお客様には使い捨ての手袋は無料で配布いたします ▶本堂内はご祈祷依頼の代表者1名様での入場 ▶その他の皆さまのご参拝は、本堂入り口でお願いします

笠井
だるま市
開催
130年目
記念



東高校 美術部
ほとばしる感性が
放つ若き文化



東高校 書道部
ふるさとが誇る文化
松島十湖と大木随処
の世界を感じる



笠井だるま市。古きを訪ねて新しい町・笠井へ。



笠井中学
美術部 & 書道
作品の展示も
こっ、ご期待!



東高校 写真部
楽しく切り撮る
自分たちの世界



笠井園児の
だるま画展

笠井小学校 初参加
「絵って面白いね」展
やっぱり



自賛会
油画展



遊園地
本堂は、新型コロナ
三密を出来るだけ
避けています。みな

ご協力
ください。

古の笠井文化とこれからの感性

「写真とスケッチで見る笠井商店会の財産と心意気」展

笠井だるま市、開催130年の記念の年。会場
では嘉永7年の笠井街道の地図、明治16年の
笠井上組全焼の名簿地図、昭和から



平成の商店会の
貴重な活動記録
を写真で展示
します。



いつでも笠井は元気!!

嘉永7年(1854・安政元年)は日米和親条約調印。前年ペリーの黒船来航。安政東海地震
(遠州灘沖、マグニチュード8.4、死者数千)、遠州にも大きな被害がでました。



1990年代に、高林功さんがスケッチした風格を感じる
笠井街道沿いの貴重な風景画の一部。往時の笠井商店
の心意気を感じます。いまだに現存する建物もあります。



ご来場の方はマスクと手袋
体調が悪い方、発熱がある
ご希望者には、使い捨ての



田中酒店



こうじや



油屋



鍋屋

※テント販売、イベントに関しては予定です。当事者の都合により変更や出店されない場合もあります。だるま館の写真は一部令和二年の作品です。

テント売店は三密対策。今年はタイムサービス。商店会のだるま市ラリー。



だるま市タイムサービス販売開始時間

●午前の部

- 08:00~ 甘酒 無料サービス
- 09:00~ みそのや「笠井観音だるままんじゅう」「笠井織りや笠井織りグッズ」
- 09:15~ 牧野良香先生「特設コーナー」OPEN
- 09:30~ 東高「七色だるまんじゅう」
- 10:00~ SHOP ひだまり「心こもった障害者の手づくり品」
- 10:30~ おびや「だる弁」午前の分 200個

●午後の部

- 13:30~ インシチュー & ピースフルリフォームの「便利屋相談室」OPEN
- 宮澤さんちの「干し芋」「タカイのたまご」
- 笠井のシンガー石野裕子 CD (大好きな笠井、だるま市の詩他)
- 15:00~ おびや「だる弁」午後の分 50個
- 甘酒サービス他、それぞれの商品は売り切り終了とさせていただきます。



感染防止を考えたための対策をご協力ください。



本堂内への入場は、祈願者の代表の方おひとりをお願いします。

- 金だるま祈願者
- 赤だるま祈願者
- ご参拝者

を、お願いいたします。来場はご遠慮ください。無料で配付いたします。



旧笠井郵便局

納めだるまの受付
福来寺の種銭

あまざけ
甘酒は、無くなったら終了

福来寺名物の無料の甘酒

08:00から

さかまるよ。はじまるよ。

09:00から

09:00から



笠井織り生地 & 小物グッズ

みそのや 笠井観音 だるままんじゅう

09:15から



牧野良香先生 特設コーナー

東高生の商品開発 大人気、定番名物 七色だるまんじゅう

09:00から



大好評 直虎みかん

10:00から



だるまに目を入れてみなさまのご祈願をご祈禱してもらいましょう



午前限定 200個 おびや名物 だる弁

10:30から



SHOP ひだまり 心こもった障害者手づくり品

新鮮な タカイの タマゴ

13:30から



どれも、おすすり。

13:30から



宮澤さんちの手づくりほし芋

便利屋相談室

13:30から

かたづけ屋 てなおし屋 インシチュー

石野裕子 笠井の歌CD 大好きな笠井 だるま市の詩他

家の手直し ピースフルリフォーム

午後限定50個 おびやのだる弁

18:00ごろ

テント売店閉店

笠井商店会のスタンプが2店舗分で、その場で100円値引きします。

●実施期間：令和3年1月9日～1月15日まで

※ラリーのスタンプ用紙は、1月9日の「十日市」の新聞折込に掲載。

だるま市ラリーは 笠井商店会で実施 このウラ面でご紹介!!

だるま市ラリーはこちらの笠井商店会で実施!!

●実施期間：令和3年1月9日～1月15日まで
 笠井商店会のスタンプが2店舗分で、
 その場で、100円お値引き!!

※ラリーのスタンプ用紙は、
 1月9日の笠井商店会「十日市」の
 新聞折込に掲載いたします。
 そちらをご使用ください。



●笠井商店会

(下記のお店で商品券が使えます)

- | | |
|--------------|------------|
| ① 田中酒店 | ⑩ ハタノ美容室 |
| ② みそのや | ⑪ SHOPひだまり |
| ③ 西村時計メガネ店 | ⑫ 石神商店 |
| ④ ピースフルリフォーム | ⑬ 坂田精肉店 |
| ⑤ 寺田米穀店 | ⑭ ふとんの松屋 |
| ⑥ いけとも | ⑮ ノーブル島 |
| ⑦ マツシタ薬品 | ⑯ JOYヘア- |
| ⑧ 文泉堂 | ⑰ 仕出し おびや |
| ⑨ 東寿司 | ⑱ イシチュー |



リブロス～会場との無料シャトルバス



臨時一般駐車場

●リブロス⇄会場のシャトルバスは10時～19時まで ●お車は臨時一般駐車場をご利用ください



笠井商店会の商品券を
 この機会に、
 ぜひご利用ください。

帰りには
 リブロスでお買物を



だるま市が
 わかる
 ホームページ

GoTo商店街実施事業

2021年 だるま市
 だるま市保存会
 笠井商店会
 遠鉄ストア・リブロス笠井店
 共同開催



納めだるま
 受付
 場所
 本部テント右側

納めだるま

受付
 場所
 本部テント右側

市神祭

市神祭は朝七時
 福来寺山門横で
 行われます

春日神社の氏子総代と
 年番が朝七時より祭壇を
 供えて市神祭を執り行います
 一般者は朝七時より夕方まで
 市神様に参拝できます
 参拝者に市神祭紅白福餅を
 一家に一袋(数限定)進呈



令和3年度第2回東区協議会 地域福祉委員会 活動報告

日 時 令和3年7月6日（火）9：00～10：30

会 場 東区役所 33 会議室

出席者 石津 幸子、河合 よしの、清水 猶、鈴木 康弘、宮下 まゆみ
村松 信子（50 音順・敬称略）

鈴木 誠隆 社会福祉課長、青野 守弘 長寿保険課長

枝村 賢美 健康づくり課長

事務局 知久 正幸（東区区振興課）

（1）テーマ「地域の共生社会のあり方」

蒲地区におけるシニアサロンの活動

講話 上西町ゆうこう会 代表 亀田 順子様

植松町若葉会 代表 熊岡 邑子様

活動内容について

- ・上西町では、老人会役員の高齢化により運営が行き詰まっていたところ、老人会に行かない人たちでサロンを立ち上げ、多くの人が参加するようになった。
- ・サロン活動は、町によって活動内容に違いがあるが、横の連携があるので好評を得た活動は、他の町にも勧めている。
- ・活動例として、麻雀、グランドゴルフ、折り紙、クイズ、体操教室、輪投げ、ビンゴ、歌、フラワーアレンジメント、警察・薬剤・健康の講話など。
- ・活動に自由があるので、企画運営、地元方からの講師探し、企業への出前講座依頼などを楽しんで行っている。
- ・自治会に活動内容を理解してもらい、積極的に地域の祭典などのイベントに協力することで、活動資金を援助してもらうことができた。

コロナ禍での活動について

- ・上西町ではコロナ禍当初は中止をしていたが、寂しい思いをしているとの声に後押しされ、昨年7月頃から活動を再開した。ただ参加人数は、以前と比べると少ない。
- ・検温、手指消毒、換気、ソーシャルディスタンス、活動時間を短くするなど、あらゆる対策をしている。
- ・クラスターなどのリスクを考えると活動をするのは怖いですが、足腰が弱くなった、認知症が進んだ方がいるとの報告があり、万全の対策をしたうえで短時間でも実施することが重要であると考えている。

共生社会について

- ・植松町では凧あげ会、子供会、自治会など各種イベントを通じて他団体とのつながりや、世代間交流を重視している。

質疑応答

- ・笠井地区は24自治会がある中で11サロンが活動中。ふれあい交流センター竜西を利用する人もいる。
- ・丸塚町はシニアクラブで活動しているのか。
→丸塚町のみシニアクラブの形態で活動が続いている。老人会やシニアクラブは活動に縛りがあるほか、交付金をもらうため参加者報告がある。
- ・自治会とのつながりを嫌う人、「シニア」の名前を嫌う人などがある。サロンを立ち上げて人も集まらない。
→少人数でも楽しめる活動から始め、継続することが重要。“誰かがいる場所が欲しい”というニーズがあるので、参加者は徐々に増えていく。
- ・和田地区では協議体を立ち上げたが、蒲地区のように活動していない。今後の参考に各町での講話をお願いしたい。
→依頼があれば伺う。

(2) 今後の予定について

■第3回地域福祉委員会

日時：9月14日（金）9:00～

場所：東区役所33会議室

内容：地域の共生社会のあり方

子育てサロンについて

どんぐり保育園 園長 竹内映晴

浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 3 年 6 月 30 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	4		4	149		197	919	2	1,164
増減	-6		-11	-18	-1	-9	-56		-107
率	-60.0		-73.3	-10.8	-100.0	-4.4	-5.7	0.0	-8.4

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	1		1	36		48	183	-53	1	239
主要地方道				15		23	73	2		96
一般県道				12		15	89	-23		108
市町村道	3		3	74		99	508	12	1	648
その他				12		12	66	6		73

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	11		19	68	3			85	4
東区	91		120	547	-20		-1	706	-14
南区	47		58	304	-39	2	1	373	-97

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車		1	19	-5
中型車		4	11	-7
準中型車		3	13	-6
普通車	4	131	817	-35
二輪車		5	19	-9
自転車		5	38	7
歩行者				
その他				-1

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	2	83	507	-32
管内	2	57	366	-11
管外		9	44	-13

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下		2	10	
16～19歳		8	48	5
20～24歳		19	112	-6
25～29歳	1	12	78	-8
30～39歳	1	26	145	-18
40～49歳		28	163	1
50～59歳	1	22	134	-16
60～64歳		9	55	-7
65歳以上	1	23	172	-7
不明			2	

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中			8	
人対車両		3	21	4
横断中		1	9	-4
横断歩道				
その他	1	1	9	-4
その他		3	13	-3
小計	1	7	51	-3
車両相互			1	-7
正面衝突			1	-7
追突	1	58	347	-22
出会い頭	2	51	298	-21
追越すれ違い時		1	10	2
その他		11	95	3
右左折時				
その他		13	95	-7
小計	3	134	846	-52
車両単独		8	22	-1
踏切				
合計	4	149	919	-56

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				2		2	12	2			12	1
園児				3		4	9	-5			10	-5
小学生				4		4	22	-11			22	-14
中学生				4		4	21	-1			20	
高校生	1	1		3		3	49	20			46	15
高齢者	1	1		44		30	270	-16	2	2	145	-21
高齢運転	1	1		23		30	168	-4		-1	213	-13
歩行者	1	1		7		7	54	-1	1	1	53	-2
自転車	1	1		22		22	141	31	1		138	31
原付車				9		9	47	2			49	2
自二車				6		6	36	-17		-1	37	-20
若者起因	1	1		39		56	223	-16			300	-30
初心者				7		11	42	4			55	-12
無免許				2		2	2	1			2	1
飲酒				2		2	3	2			3	2
交差点	2	2		61		80	397	-11	1		509	-40



報道発表

区協議会の開催日程（7月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第3回	7月21日 (水) 14:30～	浜松市役所 北館1階 101・102会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松城公園駐車場の有料化について ・(協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和3年度浜松市中区市民活動表彰について ・その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第4回	7月26日 (月) 13:30～	東区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和3年度東区地域力向上事業の提案について ・(協議)令和3年度浜松市東区市民活動表彰について ・その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第3回	7月28日 (水) 13:30～	舞阪協働センター 1階ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和3年度浜松市西区市民活動表彰について ・(報告)区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第3回	7月28日 (水) 13:30～	南区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和3年度浜松市南区市民活動表彰について ・(協議)令和3年度南区地域力向上事業の提案について ・(報告)区協議会からの意見・要望付き答申への対応状況について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第3回	7月28日 (水) 10:00～	北区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和3年度浜松市北区市民活動表彰について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1112
浜北区協議会	第4回	7月29日 (木) 13:30～	浜北区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和3年度浜北区地域力向上事業の提案について ・(協議)令和3年度浜松市浜北区市民活動表彰について ・その他 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141



天竜区協議会	第4回	7月28日 (水) 14:00~	天竜区役所 2階21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (答申)天竜区市営住宅(渡ヶ島団地ほか7団地)の廃止・解体について ・ (諮問)浜松市過疎地域持続的発展計画(素案)について ・ (協議)浜松市歴史的風致維持向上計画(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)令和3年度浜松市天竜区市民活動表彰について ・ その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013
--------	-----	------------------------	---------------------	---	---------------	-------------------------------

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*傍聴される場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、下記の点にご協力ください。なお、発熱等の風邪症状のある方は、傍聴をご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ・ マスクの着用
- ・ 手指消毒液の使用（傍聴者受付に用意しております。）